

ベント・ティエンの伝える 近世ベトナムの地方行政単位

蓮田隆志

I 課題設定

筆者は前稿にて、17世紀中葉にベトナム人カトリック教徒のベント・ティエンが宣教師マリニに宛ててクオックゲー（改造ラテン文字表記ベトナム語）で書いた手紙（1659年10月25日付）のうち、ベトナムの歴史を記している部分を翻刻・翻訳を付して紹介した¹。これは手紙の約半分を占めているが、残りの部分にも興味深い情報が記されている²。本稿では、彼の手紙に記された当時の地方行政単位の名称と数量とについて検討する。差出人であるベント・ティエンや史料である手紙全体については、前稿を参照されたい³。

ティエンの手紙最末尾一葉半⁴には、地方行政単位およびその数のリストが掲載されている。このような情報はティエン自ら調査した結果とは考えられず、国家がどこかの時点で調査した結果を入手して転記したに違いない。行政単位数については、夙に桜井由躬雄が制度史料に記された村落数リストを比較した研究を発表し⁵、後に、桃木至朗がその数値計算と史料批判について再検討しているが⁶、本史料は扱っていない。手紙の日付から、本史料の来源が1659年以前であることは確実なため、桜井が15世紀後半の数値と推定する『国朝官制典例』巻6「天下版図総率目録」「同実数」（以下、『官制典例』。漢喃研究院蔵A.56本を使用）と、17世紀中葉の数値と推定する『洪徳版図』⁷や17世紀末～18世紀前半の数値を示すとした『国朝条例田制及給田土事』所収「天下本図」（以下、『條例田制』。漢喃研究院蔵A.258本を使用）などとの間をつなぐ史料となる可能性がある。

しかしながら、本論で記すように、ティエンの提示する行政単位数は、彼のリストの中においてすら矛盾がある、一部で記述の統一が乱れている、などいくつかの問題がある。また、ドー・クアン・チンの翻字⁸にも誤りが見られる。前稿でも触れたように、ティエンが記す行政単位数の総計は、これまで知られている行政単位数を記した史料と一致しない⁹。本史料は未だ学会で広く活用されているとは言いがたいこともあり、如上の問題の存在自体が知られていないように思われる。そこで本稿では、（1）本史料が示す行政単位数を表形式で提供するとともに、（2）地名や数値に考証を加え、（3）既知の史料との対照を通じて、その特徴を明らかにする。

本論に入る前に、17世紀前半におけるベトナムの地方行政機構の概略を示しておく。最上級地方行政単位は處xứ、道đạo、鎮trấn、承宣thừa tuyênなどと称された¹⁰。處は1つ以上の府

phủからなるが、首都である東京のみはいずれの處にも所属せず、奉天府として独立している。府は縣huyệnと州châu / chuから構成されるが、州は山間部など辺境地域に置かれることが多かった（以下、両者をまとめて縣級と呼ぶ）。中央が任命した役人が派遣されるのはこの縣級までだが、州については在地の首長が任命されたと思われる。

最下級の基層行政単位としては社xãがもっとも代表的な呼称だが、首都東京内の区画や非農業集落を指す坊phường、山間部に多い崗đông・册sáchなど多様な呼称が存在した（以下、まとめて社級と呼ぶ¹¹）。ティエンのリストにはxã以外に、sách, trại寨, thôn村, đống, chu州, phườngの5種類が見られる。縣級と社級との間には總tổngが置かれていた。總は19世紀の阮朝期には土地台帳（地簿）の編纂単位となるなど、その姿をはっきりと見せるが、16～18世紀においてはその機能は未解明で、ティエンのリストにも總は登場しない¹²。

以上をまとめれば、後期黎朝時代、鄭氏政權治下ベトナムの地方行政機構は、《處級》—《府級》—《縣級》—《總級》—《社級》の5級制ということになる。国家サイズを考慮すれば、中国と比較して行政機構が肥大化していることが見て取れる¹³。

II 体例と考証

ティエンのリストは次のようなスタイルで記されている。

Thanh Hoa có bốn phủ, mười bảy huyện cũ có ba châu. (清華 (處) 4府17縣3州)

Thiệu Thiên phủ, tám huyện hai trăm tám mươi xã, bảy mươi hai sách ba mươi trại. (紹天府 8縣280社72册30寨)

(中略：清華所属の他府)

Nghệ an xứ chín phủ mười hai huyện ch hai châu. (乂安處 9府12縣2州)

Đức quang phủ, sáu huyện, một trăm sáu mươi chín xã. (徳光府 6縣169社)

まず、最上位のxứ (處) 名と、そこに属するphủ (府) およびhuyện (縣) とchu (州) の数を記す。次に處に属する府ごとに府の名称と所属する縣と州の数を記し、これに続けて府に所属する縣級・社級行政単位の数を列挙している。よって、名称および管轄する下位行政単位数が判明するのは、處に属さず所属縣名が記されている奉天府などの例外を除いて府級までである。そして、最後に全国の行政単位総数を記している。これを表にしたのが末尾の【表1：ベント・ティエンの手紙に見える地方行政単位】だが、クオック・グーの綴りは現代のものに直しており、漢字は筆者が復元したものである¹⁴。

次に、リストに挙げられている順に處ごとに行政単位名・数値を、近接した時代の史料と適宜比較しながら考証する。

タインホア (Thanh Hoa, 清華)

處名の後にxúが付いていないのは、単に脱落しただけだろう。ドー・クアン・チンは Thanh Hoá と翻字しているが、原文に声調符号は見えない。また、この時期の行政区画名は清華 Thanh Hoa なのでチンの誤記である。處名直後の所属府縣数を、チンは4府12縣とするが、原文は mười bảy huyện (mười bảy huyện) と読めるので、これもチンの誤記である。よって、各府欄の縣数の合計と一致する。しかし、州の数は一致しない。

社の比率が8割を超えており、『官制典例』と比較したとき、社級行政単位数は少ないが社数は大きく上回っている。特に内陸山地部に位置する清都府は65が全て社だが、『官制典例』も『條例田制』も社がゼロで尙が卓越しており、大きな違いを見せている。

ゲアン (Nghệ An, 乂安)

處名直後に記された縣級行政単位数と各府のそれとの合計が大きく乖離しており、一致しない。また、府の数や名称にも乱れがある。9府あるとされるが、これは他史料とも一致し、うち6つの府名はたやすく同定できる。Phú Anは、改称が確認できないものの所属行政単位数から見て臨安府 Lâm An のことであろう。

ティエンのリストにあって、他史料に見当たらないのは、Thanh Đô と Thuận Trung である。前者は清華の同名の府を誤って転記したものであろうが、1縣4州52社という数字は、『洪徳版図』における茶麟府の4縣1坊50冊に近い。『官制典例』の4縣39尙、『條例田制』における4縣26社13尙とはやや懸隔が大きい。茶麟府に該当すると考えたい。しかし、ティエンのリストでは全ての社級行政単位が社とされており、社が1つも存在しない『洪徳版図』と大きく異なっている。

Thuận Trung は、Trần Ninh (鎮寧府) に続いて記されているのだが、所属しているのが10尙のみと府として小さすぎるだけでなく、Thuận Trú (Thuận Trung) とのみあってphùの語が付いていない。鎮寧府に属す縣のうち、『官制典例』『洪徳版図』の忠順縣、『條例田制』の順化縣に相当する縣名で、忠順 Trung Thuận が転倒したものであろう。数値も他史料と近い。Trần Ninh に属すとされる7縣71尙は、縣数では『官制典例』『洪徳版図』『條例田制』と一致し、社級の行政単位数・単位呼称も『洪徳版図』と完全に一致するので、Thuận Trung を含んだ総数だと思われる。

以上より、リストからは河華府が漏れていると分かるが、各府所属行政単位数の合計に『官制典例』『條例田制』河華府の2縣80社¹⁵を仮に加えると、23縣6州410社10村171尙となる。

州部の社級行政単位数が『官制典例』や『條例田制』よりも多いことが特徴である。逆に濱州府の数値は『官制典例』の4割に満たない。

トゥアンホア (Thuận Hóa, 順化)、ボーチン (Bố Chính, 布政)、クアンナム (Quảng Nam, 廣南)

順化と廣南はともに府名を記していない。おそらく順化・廣南の数値の出所は単一なのだろう。布政はもともと順化の1州なので、阮潢が順化の鎮守となった1558年以降は阮氏の統治下にあったと思われるのだが、「慶長十七年壬子正月十一日」(1612年2月12日)付け細川忠興の書簡宛先に「安南国布政州右奇副將北軍都督府華郡公麾下」とある¹⁶。この華郡公は鄭氏側の有力武将なので¹⁷、1627年の鄭阮開戦よりずいぶん前から布政州が鄭氏の統治下にあったことが分かる。布政州が順化から分離して記されているのはこのためであろう。また、順化の社級総計約400に対して布政のそれが約100なので、順化の数値は布政を含まないと考えられる。

順化の社級行政単位数を記した史料として、楊文安『烏州近録』がある¹⁸【表2：『烏州近録』に見える順化の地方行政単位数】。巻2「賦税」と巻3「版圖」の2カ所に見え、巻3は社級行政単位の名称も記している。現行本は阮朝期の写本・刊本で、地名について後代の改称を注記するなど、情報の増補も行われている。また、巻2と巻3の来源は異なっている。巻2は7縣4州とするが、布政州が州名のみで社級行政単位数を記さず、奠盤縣が存在しない。黎貴惇『撫邊雜録』¹⁹巻1「順化広南開設恢復事蹟」、『欽定越史通鑑綱目』(以下、『綱目』)巻22、洪徳2年(1471)6月条および同条の註などによると、洪徳2年(1471)に広南承宣が増置され、3府9縣を領した。そして1602ないし1604年²⁰に順化の奠盤縣を府に昇格させた上で廣南に改隸させたという(『綱目』に従えば、同時に縣も増設されている)。ゆ

表2：『烏州近録』に見える順化の地方行政単位数

		巻2 賦税							巻3 版圖	
府	縣州	社	村	庄	册	崗	源	小計	社	村
新平	麗水縣	27						27	32	1
	康祿縣	80		4	7			91	72	
	明靈州	60					2	62	65	
	布政州	州名のみ						0	69	
肇豐	金茶縣	72	4		32		2	110	60	
	思榮縣	45	17		7		2	71	67	
	武昌縣	55	3	4			1	63	59	
	海陵縣	53	8	2			9	74	49	
	丹田縣	53						53	52	
	奠盤縣	-						0	66	
	沙盃州			11	68	8		87	-	
	順平州				19	10		29	-	
合計		445	32	21	133	27	9	667	591	1

- ・巻2で布政州は名称は記されているものの、社級行政単位数は記されていない。
- ・巻3の康祿縣は、73社と記されているものの、実際には72社しか列記されていない。
- ・巻3の布政州は、68社と記されているものの、実際には69社しか列記されていない。
- ・巻3の丹田縣は、53社と記されているものの、実際には52社しか列記されていない。

えに、『烏州近録』巻2の数値は17世紀初頭以降の数字と思われる。一方、同書巻3の7縣2州という数値は、沙盃州と順平州を缺くが奠磐縣が順化に隸しており、より古い情報と考えられる。

ティエンのリストでは廣南が4府となっているので、『烏州近録』との比較で府の数を重視した場合、(廣南の縣数が承宣設置当初より減っている点は説明できないが) 奠磐の府昇格・改隸があった1602ないし1604年以降の数値ということになる。

ハイズオン (Hải Dương, 海陽)

處名の直後に4府7県118社34寨と続くが、明らかにおかしい。府がNam Sách南策、Hà Hồng下洪、Thượng Hồng上洪の3つしか挙げられていないので、7県以下は、名称が記されていないKinh Môn (荊門府) の数字である。

Nam Sách (南策府) 部分の最後は、“hai tho mươi”となっている。20村 (hai mươi thôn) あるいは12村 (mười hai thôn) の誤記であろう。mườiに声調符号が確認されないので、前者だと判断した。ドー・クアン・チンも同様の判断をしている。

他史料と比べて行政単位数が約半数しかないのが大きな特徴である。特に荊門府は約3割しかない。また、社の割合も他史料の数値よりやや低い。

ソンナム (Son Nam, 山南)

處名直後の府数および縣級行政単位数42縣は各府の合計と一致している。長安府と天關府が所属していることが大きな特徴である。『大南一統志』寧平省によると、長安・天關2府が山南に隸していたのは前期黎朝洪徳年間以降莫朝時代までである。2府が清華に改隸された年次は管見の限りははっきりしないのだが、17世紀後半以降に降ることはなからう。それ以前の地理区分ということになる。

桜井論文p.171の表10にあるデルタ4承宣の社数のうち、『條例田制』の山南・山西・京北の数値は誤っている。『條例田制』原本を筆者が改めてチェックした結果は、基本的に桜井作成の表3 (各史料県別対照表) と一致するので、桜井の集計ミスと思われる。桜井は山南を1940社とし、筆者の集計 (2019社) との差は79だが、天長府南真縣が79社なので、これが集計から漏れたのかも知れない。

ソントイ (Son Tây, 山西)

處名直後の縣級行政単位数4縣2州は明らかにおかしい。何らかの誤脱があると思われる。Tri Giangは『洪徳版図』『條例田制』における陀陽府 (Đà Dương) と明らかに対応するが (縣数は2で一致)、この表記の出所は不明である。

ティエンのリスト中、唯一ここだけに社級行政単位としてchu (州) が見える (三帯府)。そして、『洪徳版図』でも『條例田制』でも山西にのみ州が見える²¹。無論、縣級の州とは

違うものである。

桜井論文は『條例田制』山西處端雄府山陽縣の社級行政單位数を「42社45庄」とするが、「42社40庄」の誤りである。また、社数の総計を1398社とする。筆者の集計（1358社）との40社の差がどこで出たのかはよく分からなかった。

キンバック（Kính Bắc, 京北）

處名直後の府数および縣級行政單位数20縣は各府の合計と一致している。Binh Sơnは『洪徳版図』『條例田制』における諒江府（Lạng Giang）と明らかに対応する（縣数は6で一致）。この表記の出所は不明だが、BinhはあるいはKinhで、後述の諒山と混同したのかも知れない。

桜井論文は『條例田制』における社数を1174社とする。筆者の集計（1214社）との差分40社の理由は、順安府文江縣の記載が「七總五總十一社」となっていることだろう。桜井論文の表3では原文のまま「七總五總十一社」としているが、表10作成のための計算では11社で計算していると思われる。デルタ中心部の縣が11社しか含まないというのは不自然である。2つめの總は衍字で、「七總五十一社」が正しいと考える。桃木も筆者と同様の判断をしている。

アンバン（An Bang, 安邦）

『洪徳版図』『條例田制』と比較して、社級行政單位数が多く、1.5倍以上もある。しかし、社数はほぼ同じで²²、この差は社の1.5倍あるtrại寨の存在による。府数が1なので、莫朝による明への国境地域割譲がなされた1540年以降の数値とみなせる。

『大南一統志』廣安、建置沿革によると、黎世宗の嘉泰年間（1573-77）に、世宗の父である英宗の諱（維邦）を避けて安邦から安廣に改称されたとする。しかし、この地を黎朝が安定して支配できるようになるのは、1592年の東京奪還からさらに下って17世紀に入ってからのことである。この名称をもって16世紀第3四半期以前の数値とすることはできない。

フンホア（Hưng Hóa, 興化）

安邦に続いてNghi Hóa以下3府の記述があり、處名と縣級行政單位数が書き落とされている。Nghi Hóaは歸化Quy Hóa、Hi Hưngは嘉興Gia Hưngにそれぞれ当たるだろう。ティエンがリスト作成のために用いた資料は、当然漢文で記されていたはずである。Nghiは疑、Hiは喜など字形の似た字と誤認したと思われる。

また、タインホアなどとは対照的に社が一つも存在しないが、社級行政單位数自体が少ないわけではなく、3府ともに『條例田制』より多い。

ランソン（Lạng Sơn, 諒山）

處名をKính Sơn xứとする。明らかにランソン（Lạng Sơn, 諒山）の誤りだが、綴りがかな

り異なるので書き間違いとは思われぬ。現代漢越音がKinhに当たる漢字に「鯨」や「鯨」があり、声符「京」の音はKinhである。参照した資料の漢字が崩れていて読み間違えたか、諒の字の音をLangと発音することを知らなかったかのいずれかと想像される。

ドー・クアン・チンは“một phủ Trảng Kênh, phủ Bãi Chu”と翻字した上で、Trảng KênhはTrảng Kênhだろうとするが、“một phủ Trảng Kênh phủ, bãi chu”と翻字すべきである。Trảng Kênh phủが他史料にある長慶府Trảng Khánh / Trường Khánhに当たるのは間違いないだろうが、KênhをKhánhの変音とみなすべきか、単なる誤記とすべきかは判断が付かない。

タイグエン (Thái Nguyên, 太原)

處全体での下級行政単位数総計の記載がない。Tháo Nguyênは他史料における通化府と明らかに対応するが(1縣1州で一致)、この表記の出所は不明である。

ティエンの同時代には、高平府Cao Bằngは莫朝残党が支配していた²³。しかし、黎朝は1625年に高平を攻略して莫景恭らの捕縛に成功し、一時的に高平を制圧している。ここでの数値は、このときに手に入れた情報に基づいている可能性がある。

フオンティエン (Phượng Thiên, 奉天)

トスオン (Thọ Xương壽昌)・クアンドゥック (Quảng Đức廣德) の2縣で構成され、それぞれが18坊を管する事は、他の史料と完全に一致している。

トゥエンクアン (Tuyên Quang, 宣光)

處自体がリストから抜け落ちている。単なる書き落としの可能性もあるが、この地方は莫朝時代以来17世紀末に至るまで海陽出身の武氏が半独立勢力を築いていたために情報が手に入らなかったと思われる²⁴。

総計

リストの末尾には、全国総計の数値(51府172縣48州7987社)がある。しかし、上掲の府ごとに列記された数字を集計した数値(以下、実数総計と呼ぶ)は、52府175縣39州5666社145冊823寨31村383崗13州36坊(社級総計7097)²⁵となりリスト末尾の総計と一致しない。また、全国総計は處数を記さないため、リストから落ちている宣光の数値を含むかどうかははっきりしない。府および縣級の数値の違いはそれほど大きくないので、計算間違いの可能性も考えられるが、社については社単体・社級行政単位全ての総計いずれとして考えても数値の開きが大きく、計算間違いとは考えがたい。

Ⅲ ティエンのリストの特徴と性格

以上の考証を踏まえて、ティエンが提示したリストの性格を検討するが、以下で扱う数値は、断らない限り、前章末でいうところの「府ごとに列記された数字」ならびにそれを集計した「実数総計」である。このリストの縣級以上の数値は、15世紀以降について記す他の行政単位数リスト・村落リストと比較してそれほど大きな差がない（州の数が少ないように見えるが、他史料における宣光の州数を考慮すると差が少ないという方向で評価すべきだろう）【表3：地方行政単位数比較表】²⁶。しかし、社数・社級行政単位数は最も少ない。その差も、数値が一番近い『大越史記全書』（以下、『全書』）洪徳21年夏4月初5日条（校合本p.736）の記事と比べても社数で1000以上、社級総計で約900であり、宣光が抜けていることを加味してもかなり大きい。これが本史料の第一の特徴である。これは少なくとも2つのことを意味する。まず、15世紀後半の黎聖宗時代以降、父安以北では縣級以上の行政単位の増減改廃が殆ど行われていないこと、つまり聖宗時代の後世に対する規定性を示している²⁷。次に、社級行政単位数の大幅な食い違いは、このリストの元となった資料が現在知られている他史料を引き写したのではなく、オリジナルなものであることを示す。実際、『官制典例』『洪徳版図』『條例田制』の社数・社級行政単位数と比較したとき、一致ないし近い数値（10%以内の違い）を示す府は多くない²⁸。

桜井は、聖宗期に王朝が社を基本単位として上からの整理統合を強力に推進したが、16世紀の戦乱を通じて王朝の統制力が弱まったため、紅河デルタ地域においては人工的な洪徳期の社のまとまりが各地で瓦解し、それが15世紀前半と17世紀後半の社数の近似に表れていると主張した²⁹。ティエンのリストが示す数値はこの洪徳期の数値よりもさらに小さい。王朝権力による地方社会把握力低下が直接反映されていると見るべきだろう。ティエンのリストを他史料と比較すると、軒並みティエンのリストが少ない数値を見せるが、最も差が大きいのが海陽である【表4：處ごとの社数・社級行政単位数】【表5：ティエンのリスト社数・社級行政単位数の他史料に対する比率】。海陽は莫朝の本拠地で副都陽京も置かれ、1592年の黎朝によるハノイ攻略後も、激しい戦闘が行われた地域である。16世紀の戦乱によって単に王朝の地方社会把握力が低下しただけでなく、実際の戦乱による荒廃の影響も大きく反映されていると推察される。逆に清華・父安・興化といった西方山間部の行政単位数は時として他史料よりも多い数値を見せる。これを直ちにこれらの地域に対する「支配力の強さ」の証しとすることはできないが、莫黎戦争で西方山間部は戦略的に重要な位置を占めており、地理や道路などについて詳しい情報を政権側が把握していたことを反映していると考えられることはできよう³⁰。

このリストは2つ目の特徴は、社級行政単位に占める社の割合が79.8%と他史料と比較してほぼ中間の数値であるのに対して、寨が目立つことである。寨が存在しない、あるいはごく少数なのは順化、京北、奉天府の3つだけである。他史料において寨はごくマイナー

な存在であり、16～17世紀中葉に既存の社や村が寨に改称したり、寨のみが激増したと考えるのは無理がある。筆者は、王朝側が社以外の多様な集落を、いくつかの例外的な場合を除いて、とりあえず寨として一括して把握しようとした結果だと考えたい。廣安（安邦）における寨の顕著な多さも、16世紀末以降に海陽以東で継起した戦乱の影響で避難民などが作った集落が多数あって、個々の集落ないしいくつかの集落をまとめたものを寨として把握したと考えれば、一応の整合性は保てる。但し、Ⅱのタインホアの項で述べたように、山間地にある清都府の社級行政単位は全て社として把握されている。これが王朝権力の浸透など何らかの実態的变化を反映しているとはとても思えない。全てのマイナー行政単位が寨に読み替えられたのではなく、資料作成の際の措置として、冊や崗が社に読み替えられたケースもあったということだろう。

他の社級行政単位（村・州・坊・冊・崗）のうち、州と坊は他史料でもマイナーな存在である。また、前述したように冊と崗は他史料においても山間部を中心に分布している。ティエンのリストでは冊は清華と順化にのみ存在し、崗は父安と山西の國威府、興化に分布しており、桜井論文（pp.159-164）が冊と崗の分布地域に明確な傾向があることを指摘しているのと親和的である³¹。村も目立って少ないが、これも前述したように、多くが社や寨に読み替えて換算されたのであろう。いずれにせよ、ティエンのリストの元となった資料は、地域社会の多様な行政単位呼称を単純化して整理しようとしたものであるのは間違いない。だが、呼称の統一は完全ではない。この点で『抑齋集』阮氏註に見られる陽和年間の統計（表2参照）が目玉を引く。桜井は文字どおり社のみの数値とみなしたようだが、ここまで述べたような統一作業を経た社級行政単位の総計数値だと考えるべきだろう。ティエンのリストにおいても、他史料と同じくデルタ4處では社の割合が他地域よりも多い。阮氏註が8671「社」としていることからみても、王朝側が「社」を最も代表的・基本的な単位だとみなしてきたことは疑いを容れない。

さすれば、行政単位名称について、リスト全体を通して一定の方針が看取されることになる。つまり、ティエンのリストは、彼が複数の材料を組み合わせて作成したのではなく、既に完成した元資料が存在していてそれを引き写したものだと考えられる。無論、その元となった数値の来源はひとつとは限らない。リスト末尾の全国総計値も、個別の数字をティエンが集計したのではなく、ティエンが参照した元資料の段階ですでに存在し、その元資料作成段階で2つ以上のソースを接合したものと考えるべきだろう。

以上を踏まえて、ティエンのリストが示す数値の年代をどのように判断すべきだろうか。前述した行政単位呼称に関する統一性から見て、ある特定時期に統一的フォーマットに整理された一覧であることは間違いないが、地理的枠組みは整合していない。前述したように、An Bang安邦という表記は16世紀中のものであり、長安・天關2府が山南に隸しているのも、16世紀末以前の枠組みである。逆に、布政州が独立していて、順化・廣南の府別行政単位数が判明しないことは、17世紀初頭以降の地理的枠組みである。莫氏が占有していた太原處高

平府の数値も他の数値と出所が異なると考えられ、上述したように1625年に一時的に高平を制圧した時期の可能性が高い。すなわち、元となったデータは特定時点で全地域で一斉に収集・整理されたものでは無いことが強く示唆される。

1600年の阮潢の順化帰還後も鄭阮戦争開始までは、阮氏は黎朝に対して貢納を行っていた。布政州を除く順化と廣南の数値は、この時期に阮氏が提出した資料に依拠したのではないだろうか。また、海陽をはじめとするデルタでの社級行政単位数が前後の時期の資料と比べて顕著な減少を示している点は、上述したように、16世紀末から17世紀初頭の戦乱の結果を反映した可能性が高い。故に、長安・天關2府の所属や「安邦」という呼称が莫朝時代の地理的枠組みではあっても、数値自体は莫朝時代のものを流用したのでは無く、黎朝の紅河デルタ地域制圧以降に収集されたものと考えたい。

となると、『抑齋集』阮氏註に見られる陽和年間（1635-43）の数値（8671社、表2参照）と大きな乖離があることが問題となる。阮氏註の数値は全国統計のみなので判断が難しいが、これを単なる机上の数値と見なさず、かつ整合的に解釈しようとするれば、ティエンのリストの数値の主要部分は、阮氏註以前、17世紀ごく初期の数値であり、デルタ地域の平定以降に王朝による地方社会の把握が進み、それが『抑齋集』阮氏註の数値に反映されたというストーリーが想定される。

最後に、著者ティエンのリテラシーについて触れておく。Ⅱのランソンやフンホアの項で漢字の読み間違えの可能性を指摘した。このことから、前稿にて触れた彼の手紙のベトナム史部分で李朝の惠宗をHiền tông（憲宗）と記していること³²も底本の誤記などではなく、ティエンの漢字・漢文リテラシーがそれほど高くなく、「惠」を「憲」と誤読した可能性の方が高いと思われる。17世紀知識人の教養の低落は既にテラーが仮説的に指摘しているが³³、ティエンの誤記もそのような状況を裏付ける一例なのかもしれない。

IV 結語

以上、ベント・ティエンの手紙に掲載されている地方行政単位リストを検討してきた。前半では、本史料の表記や数値について考証を加え、末尾の表1の形で提供した。後半ではリストの特徴を検討し、これが複数のソースから成る既存のリストをティエンが引き写したとの結論を得た。また、その数値の多くは17世紀初頭に属するものであろうと推定した。

そして、社級行政単位の呼称は実際に現地で使われている呼称とは別に、リストに集計する段階でいくつかの主要な呼称に統一して記載されたとみなした。最下級レベルの行政単位やさらにその下の集落レベルの場合、複数の呼称を互換的かつ無意識に使用することは、現代の村落調査でもしばしば体験するところである。あらゆる統計資料に言えることだが、作成方針や採録基準などの詳細が明らかでないだけに、社級行政単位呼称の変遷について、この種の統計資料に依拠した議論はやはり危険が大きい。マクロな傾向を捉えるために使用する

べきだろう。

他史料と比較したときの数値の落ち込み（とりわけ海陽）は、ハノイ攻略後も含めた莫黎戦争最終段階での戦乱の影響が大きかったことを示す。17世紀初頭の黎朝によるデルタ地域支配が実質的には軍政状態だったことは、すでにテラーの指摘があるが³⁴、そこからの組織的な地方統治体制構築過程について、先学は17世紀後半以降にそれが進行したとする³⁵。『抑齋集』阮氏註の数値を理論値ではなく実勢値として理解した場合、本稿での検討によってそれが17世紀第2四半期に遡る可能性を指摘したことになる。

注

- 1 蓮田隆志「ベント・ティエン「アンナン国の歴史」簡紹——情報の流通と保存の観点から」『環東アジア研究センター年報』8、2013。
- 2 Dutton, George E., Jayne S. Werner, and Joohn K. Whitmore eds. *Sources of Vietnamese Tradition*. New York: Columbia University Press, 2012, pp.223-226に年中行事や祭礼部分の英訳が掲載されている。前稿執筆時点ではこの書の内容を知らなかったため、ここに補足する。また、この書についてご教示賜ったSun Laichen氏に謝意を表します。
- 3 手紙の宛所であるマリニについては、蓮田隆志「解説」ジョヴァンニ・フィリッポ・デ・マリニ（著）、新潟大学環東アジア研究センター（編）『《復刊》トンキン王国の新奇な話』、新潟大学人文社会・教育科学系附置環東アジア研究センター、2014、pp.i-viiを参照。
- 4 イエズス会図書館の所蔵番号及びその葉数に従って表記すれば、ARSI, JS. 81, fols.258v-259v。
- 5 桜井由躬雄「中世ベトナム村落数の研究」『ベトナム村落の形成』創文社、1987（原載：「ヴェトナム中世社数の研究」『東南アジア：歴史と文化』5、1975）。以下、桜井論文と略記する。
- 6 桃木至朗「書評論文 桜井由躬雄『ベトナム村落の形成』」『東南アジア 歴史と文化』20、1991。
- 7 但し、オリジナルな数値を示すのは紅河デルタ地域と太原のみ（桜井論文pp.145-149）。『洪徳版図』は東洋文庫蔵本（永田安吉によるフランス極東学院蔵本の写本）を使用し、広島大学杉本文庫本（来歴不明）を併せて参照した。
- 8 Đỗ Quang Chính. *Lịch sử chữ Quốc ngữ, 1620-1659*. Sài Gòn: Tủ sách Ra Khơi, 1972, tr. 125-128.
- 9 なお、原文では数値は全てクオックグーで記されており、アラビア数字もローマ数字も用いられていない。
- 10 黎朝初期の最上級行政区画は道であった。光順7年（1466）に、これを再編して12の承宣（thừa tuyên。明制の承宣布政使司に由来するのだろう）が設けられた。『綱目』巻21、光順10年（1469）3月条註によると、洪徳21年（1490）に承宣は處（処）と改められ、また洪順年間（1460～1467）には鎮と称されたという。しかし、『全書』では光順7年以降にも「道」（校合本p.672など）が、洪徳21年以前にも「處」（校合本p.665, 668など）が見られる。同書光順7年6月条（校合本pp.656-657）には「設立承宣十三道」とあって承宣を数える単位として道が使われている（13なのは中都を算入しているためか）。『官制典例』は「承宣十三道」としており、後期黎朝時代の『條例田制』でも「○×處承宣」という表記が使われているので、これらは全て、承宣を数える単位（ベトナム語に即するならば類別詞）の変更であって、1490年に承宣の称自体が處に改められたとする『綱目』の考証は誤りであろう。

上記の用例に加えて、既に陳朝期からデルタ地域以外を外「鎮」とする観念があり、黎初にも内鎮（京鎮）・外鎮（藩鎮）という区分が存在した。このように、承宣を含む上級地方行政単位や広域の地理的枠組みを認識する単位として、当初から處・道・鎮などが混用され、そして、制度上の呼称変更にかかわ

らず、実態としては引き続き混用され続けたのだろう。さらに、「承宣」を省略した用法が広く使われるようになったため、後には處（道・鎮）自体が行政単位の名称であるという誤解が普及していったと考えられる。承宣の民政を担当する質治承政使司（承司）と紛らわしいこと、辺境では軍事部門トップの都司がしばしば行政長官を兼ねていたこと、16世紀の動乱以降はデルタ地域でも地方統治における軍事部門の比重が高まったこと（洪順年間に鎮が正式採用されたことはこの現れだろう）なども、承宣の使用が廃れた一因と思われる。八尾隆生『黎初ヴェトナムの政治と社会』広島大学出版会、2009、第3・7章も参照せよ。本稿ではティエンの手紙で使用されているxứに対応する處を用いる。

- 11 従来の研究では、社を代表とする社級行政単位を便宜的に「村落làng xã」、その数を村落数と称しているが、すでに桜井論文にて述べられているように、自然村落とは一致しないことが多い。崗や冊についても首長の影響圏とみなすべき地域が多数ある。本稿で主として扱う史料に見られる呼称や数値は、自然村落と一致する場合もあるが、基本的に国家が何らかの必要によって把握・整形した統計資料なので、煩瑣になるのを承知の上で「行政単位」の呼称を用いる。
- 12 『條例田制』は總の数を載せている。ディン・カック・トゥアンは、總をとりわけ信仰によって結びつけられた村落làngの連合であるとするチャン・トゥーTrần Từの説（筆者未見だが、ピエール・グルーも「總禮」のための村落共有財産の存在に言及しているので、これと呼応する関係の研究だと思われる）を承けつつ、總役人が縣を助けて税賦の徴収を行った例を挙げて、莫朝期の總の主要機能は祭礼の組織であったが行政単位としても整備が進んだとする（Đình Khắc Thuận. *Lịch sử triều Mạc qua thư tịch và văn bia*. Hà Nội: Nxb KHXH, 2001, pp.166-168）。
- 13 八尾隆生『黎初ヴェトナムの政治と社会』広島大学出版会、2009、pp.256-257も参照せよ。
- 14 本来ならば、年代のはっきりした碑刻文や公文書類と網羅的に対照すべきところだが、その用意が無いため典籍史料（制度史料や年代記、地誌）によって復元作業を行った。
- 15 『洪徳版図』では2縣79社3冊11村1所。
- 16 『綿考輯録』巻18（石田晴男ほか編『綿考輯録2：忠興公（上）』第2巻（出水叢書2）、出水神社、1987、p.459）。岩生成一「日本南方諸国往復書翰 補遺」（『南島史学』創刊号、1972）、pp.78-79の録文は「孟春十有一日」に作る。
- 17 蓮田隆志「17世紀ベトナム鄭氏政權と宦官」『待兼山論叢 史学編』39、2005、p.14。
- 18 撰者の楊文安は莫朝の進士。本書は景暦年間（1548-1553）に撰述されたとされるが、本文で見えるように、後世の知識が竄入している。本稿では漢喃院蔵A.263本（1910年に極東学院の阮咸準が極東学院所蔵本とカディエール神父所蔵本とを対校して作成した写本。影印対訳本（Trịnh Khắc Mạnh và Nguyễn Văn Nguyên dịch nghĩa và chú thích, Hà Nội: Nxb KHXH, 1997）も出版されている）およびグエン・カック・トゥアン影印対訳校訂本（Nguyễn Khắc Thuận dịch, hiệu đính và chú giải, *Ở Châu Cận Lục*. Hà Nội: Nxb Giáo dục Việt Nam, 2009。底本の情報は阮朝期の刊本としか記されず、所蔵者の情報などは分からない。また、巻1と巻2を欠いている）を用いた。本稿で用いた範囲では社級行政単位の名称がしばしば食い違っているが、いずれも筆写の際の誤記に類するもので社数は一致しており、情報そのものの相違というわけではない。
- 19 パリ・アジア協会蔵HM.2108本（抄本）を用いた。
- 20 『撫邊雜録』は「弘定初」とする。『大南寔録前編』（巻1、甲辰47年条）および『大南一統志』は1604年説を採る。
- 21 『洪徳版図』は洲に作る。
- 22 『洪徳版図』の72、『條例田制』の85に対して84である。
- 23 詳細は、牛軍凱『王室後裔与叛乱者：越南莫氏家族与中国関係研究』、広州：世界図書出版、2012。

- 24 武氏については、『野史輯編』巻7、武氏事跡など参照。
- 25 書き落とされていた海陽の荊門府および父安の河華府、河華府所属の2縣を加えた数値。河華縣所属の社級行政単位数は不明のため、算入していない。
- 26 1) 桃木書評論文 (p.82:第2章表1 修正版) と筆者の集計とが異なっている箇所は斜体字にしてある。
 2) 『抑齋集』と『抑齋集』謹按: 筆者所有の『抑齋集』(Hoàng Khôi (dịch), *Úc Trai Tập*, 2tập, Sài Gòn: Tủ sách Cổ văn, Ủy ban dịch thuật, 1971-72. 嗣徳戊申年 (1868) 刊の福溪原本 (古学院A.134本) の影印対訳本) の該当箇所は印刷が不鮮明な箇所が非常に多く、細かな数値計算への使用に耐えない。そのため、桃木の掲げる数値をそのまま使用した。
 3) 『官制典例』実数: 順化の奠盤縣は社級の数字が脱落している。
 4) 『洪徳版図』: 山南の大安縣には「内有一村寓」という付記があるが、算入していない。
 5) 『條例田制』: 社册 (清華の農貢縣、180)、村庄 (清華の安康縣、6)、總崗 (清華の壽昌縣、3) という表記がある。表の形式と上手く整合しないため、「社級総数」欄にのみ算入している。山南の天關府は府名が脱落しているが算入している。清華の4郷は總級と判断して算入していない。
 6) ティエン実数: 府は海陽の荊門府と父安の河華府、縣は他史料で河華府に所属している2縣を加えた数値。河華縣所属の社級行政単位数は不明のため、算入していない。
- 27 John K. Whitmore, "Chung-hsing and Cheng-t'ung in Text of and on Sixteenth-Century Viet Nam." Keith Taylor and John K. Whitmore eds, *Essays into Vietnamese Past*. Ithaca, New York: Southeast Asian Program, Cornell University, 1995.
- 28 例外的に、『官制典例』の清華は社級で4府中3、山南は11府のうち社級が5、社で4に近い数値である。
- 29 前掲、桜井論文pp.170-174。
- 30 前掲、八尾『黎初ヴェトナムの政治と社会』pp.340-341、同「収縮と拡大の交互する時代——16—18世紀のベトナム」石井米雄 (責任編集) 『東南アジア近世の成立』岩波書店 (岩波講座 東南アジア史3)、2001年、p.241も参照せよ。
- 31 嶋尾稔はこの地方差は統治体制の差異を示しているとする。嶋尾稔「ベトナム黎明と山地少数民族」1984年度東京大学文学部東洋史学科卒業論文。
- 32 前掲、蓮田「ベント・ティエン「アンナン国の歴史」簡紹」、p.14。
- 33 Keith Taylor, "Literacy in Early Seventeenth Century Northern Vietnam." In Michael A. Aung-Thwin & Kenneth R. Hall eds. *New Perspectives on the History and Historiography of Southeast Asia: Continuing Explorations*. Abingdon, Oxon: Routledge, 2011.
- 34 Keith Taylor, "The Literati Revival in Seventeenth-century Vietnam." *Journal of Southeast Asian Studies*. 18 (1), 1987.
- 35 Ibid., Yu Insun, *Law and Society in Seventeenth and Eighteenth Century Vietnam*. Seoul: Asiatic Research Center, Korea University, 1990.

表1：ベント・ティエンの手紙に見える地方行政単位

Xứ 處	Phủ 府	Huyện 縣	Chu 州	Xã 社	Sách 册	Trại 寨	Thôn 村	Đông 崗	Chu 州	Phường 坊	社レベル小計
Thanh Hoa 清華	4 ph.		17	3							
	Thiệu Thiên 紹天		8		280	72	30				382
	Hà Trung 河中		4		84		11				95
	Tĩnh Gia 靖嘉		3		85			1			86
	Thanh Đô 清都		2		65						65
小計			17		514	72	41	1			628
Nghệ An 乂安	9 ph.		12	2							
	Đức Quang 德光		6		169						169
	Thanh Đô		1	4	52						52
	Diễn Chu 演州		2		59			10			69
	Anh Đô 英都		3		50				12		62
	Quế Chu 葵州		1						20		20
	Ngọc Ma 玉麻			1					27		27
	Phú An			1					30		30
	Trần Ninh 鎮寧		7						71		71
		Thuận Trung							11		11
小計			21	6	330			10	171		511
Thuận Hóa 順化	2 ph.		7		341	73					414
Bồ Chính 布政					60		40				100
Quảng Nam 廣南	4 ph.		7		118		34				152
Hải Dương 海陽	4 ph.										
	(Kinh Môn 荆門)		7		118		34				152
	Nam Sách 南策		4		174		9	20			203
	Hạ Hồng 下洪		4		193		21				214
	Thượng Hồng 上洪		3		136						136
小計			18		621		64	20			705
Son Nam 山南	11 ph.		42								
	Khoái Chu 快州		5		174						174
	Thái Bằng 太平		4		111		31				142
	Kiến Xương 建昌		3		140		3				143
	Tiên Hưng 先興		4		98						98
	Thường Tín 常信		3		143		21				164
	Ứng Thiên 應天		4		193		7				200
	Lý Nhân 莅仁		5		218		8				226
	Thiên Trường 天長		4		132		37				169
	Nghĩa Hưng 義興		4		163		4				167
	Tràng An 長安		3		111		40				151
	Thiên Quan 天關		3		60				2		62
小計			42		1,543		151		2		1,696
Son Tây 山西	6 ph.		4	2							
	Quốc Uy 國威		5		161				24		201
	Tam Đái 三帶		6		251					13	264
	Đào Giang 洮江		4		157		17				174
	Đoan Hùng 端雄		5		115		60				175
	Trì Giang		2		60		3				63
	Quảng Uy 廣威		2		77						77
小計			24		821		96		24	13	954
Kinh Bắc 京北	4 ph.		20								
	Thuận An 順安		5		197						197
	Từ Sơn 慈山		5		194						194
	Bình Sơn		6		237						237
	Bắc Hà 北河		4		139		1				140
小計			20		767		1				768
An Bang 安邦	1 ph.		3		84		120				204
(興化)											
	Nghi Hóa (歸化)		3	2					128		128
	Hì Hưng (嘉興)		1	5			72				72
	An Tây 安西			10					58		58
小計			4	17			72		186		258
Kinh Sơn (藤山)	Tràng Kênh 長慶		7		131		26				157
Thái Nguyên 太原											
	Phú Bình 富平		7	2	124		130				254
	Thảo Nguyên		1	1	80		13				93
	Cao Bằng 高平		4		132		35				167
小計			8	7	336		178				514
(Kê Chợ)	Phượng Thiên 奉天		2								
		Thọ Xương 壽昌								18	18
		Quảng Đức 廣德								18	18
小計			2							36	36
実数合計	51	173	39	5,666	145	823	31	383	13	36	7,097
(総計)	51	172	48	7,987							

表3：地方行政単位数比較表

	處	府	縣	州	郷	社	村	坊	洲	庄	崗	冊	所	寨	源	盈	溝	街	巡	甲	市	場	衛	隊	館	社級総数
抑齋集 紹平2年(1435)	15	56	187	54	1	9,728	294	59	119	116	534	465	58	74	16	110										11,574
抑齋集謹按 黎初?	14	54	187	52	0	9,709	274	58	220	486	536	433	49	56	16	100	5	1	2	3	1					11,949
全書 光順10年(2469)	12	47	172	42																						n.d.
全書 洪徳21年(1490)	13	52	178	50	20	6,851	322	36		637	40	40			30											8,006
官制典例天下版図総率 目録 洪徳年間	13	53	176	49	28	7,090	349	36	47	658	405	472			22											9,107
官制典例実数 聖宗年間?	13	53	179	50	38	7,767	252	36	119	492	421	417			18											9,560
本國版図総覧目録 聖宗年間?	13	53	179	50	28	7,090	394	36	47	658	450	472														9,175
抑齋集阮氏註 陽和年間(1635-43)	13	50	166	48		8,671																				8,671
洪徳版図 17c後半~18c初	13	53	181	49	14	9,002	205	69	18	338	442	451	42	41	16		10		2	2		1	3	1	10,657	
條例田制 17c末~1723	13	53	180	40	1	9,317	32	36	3	593	241	337	7													10,756
テイエン実数		52	175	39		5,666	31	36	13		383	145		823												7,097
テイエン末尾総計		51	172	48		7,987																				7,987

出所：桃木書語論文p.82(第2章表1修正版)および筆者の集計。詳細は注26参照。

表4：處ごとの社数・社級行政単位数

處名	官制典例		ティエン実数		洪徳版図		條例田制	
	社級	社数	社級	社数	社級	社数	社級	社数
清華	694	396	628	514	1,054	651	970	649
乂安	598	398	511	330	799	400	586	426
山南	1,997	1,914	1,696	1,543	2,358	2,171	2,326	2,261
山西	1,304	1,155	954	821	1,453	1,384	1,445	1,358
京北	932	932	768	767	1,130	1,130	1,217	1,214
海陽	1,310	1,248	705	621	1,320	1,316	1,406	1,401
廣安	211	98	204	84	117	72	129	85
興化	279	6	258	0	301	86	189	12
諒山	231	204	157	131	223	210	254	141
太原	764	516	514	336	653	621	689	601
宣光	281	228	—	—	243	223	220	0
順化	756	517	514	401	781	564	692	568
広南	95	95	152	118	95	95	525	525

※ティエン実数の順化は布政の数字を含む。

※長安・天閔2府は山南に算入。

※乂安は河華府を除いている。

表5：ティエンのリスト社数・社級行政単位数の他史料に対する比率*

處名	官制典例		洪徳版図		條例田制	
	社級	社数	社級	社数	社級	社数
清華	90.5	129.8	59.6	79.0	64.7	79.2
乂安	85.5	82.9	64.0	82.5	87.2	77.5
山南	84.9	80.6	71.9	71.1	72.9	68.2
山西	73.2	71.1	65.7	59.3	66.0	60.5
京北	82.4	82.3	68.0	67.9	63.1	63.2
海陽	53.8	49.8	53.4	47.2	50.1	44.3
廣安	96.7	85.7	174.4	116.7	158.1	98.8
興化	92.5	—	85.7	—	136.5	—
諒山	68.0	64.2	70.4	62.4	61.8	92.9
太原	67.3	65.1	78.7	54.1	74.6	55.9
宣光	—	—	—	—	—	—
順化	68.0	77.6	65.8	71.1	74.3	70.6
広南	160.0	124.2	160.0	124.2	29.0	22.5

*百分率。小数点2位以下切り捨て。